インターネット投票の実現に向けた法律上の課題



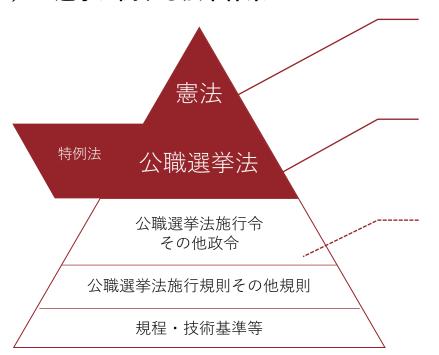
弁護士 稲村宥人

1 インターネット投票の定義

インターネットに接続された、スマートフォーン等の個人端末から、 一定の期間内であればいつでもどこでも「投票」を行うことができる投票方法

2 現行法下で実現することができるのか

(1) 選挙に関する法令体系



国民の能動的権利(参政権)の 一態様として、選挙権の存<u>在を規定</u>

憲法に定められた「選挙権」の行使にあたり 必要な事項を定め「権利を具体化」

法令の具体化(社会実装)にあたり 必要となる細かなルール 憲法・法令に着目

(2) 原則的な投票方法はなにか

原則的な投票方法は?

- ✓ 選挙の当日(選挙期日に)自ら投票所に行き
- ✓ 公職の候補者の氏名(又は政党名等)を自著し
- ✓ 投票しなければならない



公職選挙法第35条

選挙は、投票により行う。

公職選挙法第44条第1項(投票所における投票)

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

公職選挙法第46条(投票の記載事項及び投函)

- 1 (略)選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を**自書**して、これを投票箱に入れなければならない。
- 2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等(略)の同項の届出に係る名称又は 略称を**自書**して、
 - これを投票箱に入れなければならない。
- 3 参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者 (略) 一人の氏名を**自書**して、これを投票箱に

入れなければならない。

ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を**自書**することに代えて、一の参議院名簿届出政党等(略)の同項の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

2 現行法下で実現することができるのか

(3) 例外的な投票方法で許容されるか?

① **期日前投票** : 法定の事由がある場合に選挙期日(投票日)前に投票を行うことができる制度 (投票は市町村の選挙期日管理委員会が設置した期日前投票所で行う)

② **不在者投票** : 法定の事由がある場合に選挙期日(投票日)前に郵送で投票を行うことができる制度 (投票は最寄りの不在者投票管理人のもとで投票用紙に記入し封筒に封入して行う)

③ **在外投票** : 在外選挙人名簿に登録されている人が、国外において投票を行うことができる制度 (投票は在外公館の長が管理する施設にて投票用紙に記入し封筒に封入して行う)

いずれの方法も「**特定の場所**(=投票状況を確認する第三者のもと)**に赴いて**」投票をする必要がある。

投票の瞬間に、第三者の門前で投票を行うものではないインターネット投票は現行法では困難。

(参考) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

・地方公共団体の議員及び首長の選挙について、電子機器を使用した投票を行うことができる。

(ただし、選挙を実施する自治体の責任において行わなければならない。)



○出典:毎日新聞「電子投票唯一実施の六戸町が休止へ 費用負担大きく https://mainichi.ip/articles/20180404/k00/00m/010/090000c

投票方法

地方公共団体の議員及び首長の選挙について、

①選挙人が ②自ら ③投票所において ④電磁的記録式投票機を操作することにより

投票することができる。

✓ 自著性は緩和されたが、結局投票所にはいかなければならないので、 インターネット投票とはほど遠い

(そして、インターネット=電気通信回線に接続することは禁止されたいる。法第4条第2項)

✓ 不測のシステムエラーによる選挙無効判決がでたこともあり普及せず。

(可児市選挙無効事件・名古屋高等裁判所 平成16年(行ケ)第3号)

3 インターネット投票を実現するための法改正

(1) インターネットを合法化する法改正は正当化されうるか?

法改正を要すると言えるだけの**事実関係(立法事実**)があり、**改正内容が正当(正当性・憲法適合性**)であれば法改正は許容される。

インターネット投票の必要性 (立法事実)



インターネット投票の許容性 (正当性・憲法適合性)

- (2) 立法事実は認められるか
 - ✓ 認められると言いうるのではないか
 - ・新型コロナウイルスにかかる「投票所」に行くことのリスク化
 - ・低迷する投票率(特に若年層)の改善の契機になるのではないか

L国が整備可能な投票環境の整備を怠ったことにより投票ができないという状況は、国民の参政権を侵害しているともいいうる。 (cf. 在外国民選挙権制限違憲判決 最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁)

- 3 インターネット投票を実現するための法改正
- (3) インターネット投票を法律に規定する場合の考え方

法律上、インターネット投票を新しい投票システムとして組み込むには以下のような選択肢が考えられる。

- ① 公職選挙法第6章に新たな投票方式として規定をする方法
- ② 公職選挙法第49条第1項(不在者投票)の条項中「不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において」 との条項を削除のうえ、公職選挙法施行令にてオンライン投票を不在者投票の一方法として定める。
- ③ 電子投票法の第4条第2項(非オンライン条項)を削除するとともに、 選挙の対象を国政選挙及び期日前投票に拡大する。
- ④ オンライン選挙にかかる新法を制定する。

現在の電子投票法があくまで「当分の間の措置」とされている以上、公職選挙法の改正を目指すべき

4 どのような投票方法なら許容されるのか

(1) 投票に関する法制が考慮すべき事柄

選挙権の源泉である「参政権」は、民主主義の根幹であり、国民主権を基礎づける最も重要な権利のひとつ

→憲法上の要請をふまえ、合憲的な投票方法でなければ許容されない。

憲法第15条第1項

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、**国民固有の権利**である。

ア 普通選挙 (憲法15条1項・3項等)

人種・心情・性別・教育等による制限を含めて、選挙権の行使にはいかなる制限も受けない

イ 平等選挙 (憲法14条・44条)

選挙人の投票機会はもちろん、投票価値の点でも均等に取り使われなければならない

ウ 秘密投票(憲法15条4項)

有権者が自らの自由な意思に基づいて投票を行うことができるよう、当該投票の内容について第三者に問疑されることがなく また、第三者にこれを報告することも許容してはならない

工 直接選挙 (憲法93条2項等)

選挙により選ばれる公務員(首長・議員)は、選挙人による有効な選挙で直接選ばれなければならない

4 どのような投票方法なら許容されるのか

- (2) インターネット投票で懸念される憲法上の課題
 - ア 平等選挙への懸念
 - ① 一人一票の原則への懸念
 - ・第三者による投票権利の買収
 - ・ハッキング・クラックによる複数回投票の懸念
 - ② システムダウンによる投票機会の喪失への懸念
 - イ 秘密投票への懸念
 - ① クラッキングなどによる投票情報の暴露への懸念
 - ② 第三者の面前での投票強制による秘密投票の侵害への懸念 (さらには自由意志に基づく投票の確保への重大な懸念)
 - ウ 直接選挙への懸念
 - ① 間違い投票への懸念
 - ② なりすまし投票への懸念

インターネット投票を実現するには これらの懸念の払拭が必要

※懸念の払拭ができなければ 選挙の有効性に疑義が生じ 民主主義の基盤が崩壊する。

4 どのような投票方法なら許容されるのか

(3) 先例としての電子投票法を参考とする

電子投票法第4条第1項

前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

- 一選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。
- 二 **投票の秘密が侵されない**ものであること。
- 三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、 当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。(**誤投票の防止**)
- 四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。
- 五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを記録した電磁的記録媒体 (以下「投票の電磁的記録媒体」という。)の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。
- 六 **投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるもの**であること。
- 七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

上記に加えて、インターネットの接続回線を用いることをによる、 秘匿性の確保・冗長性の確保を担保する技術基準が求められると考えられる。 (1) 紙による投票が必ずしも全て憲法上の要請を満たしているわけではない

例)投票立会人が、知り得た特定人の投票先を公表してしまう



秘密投票の侵害は起こりうる



ルール(法律)に基づく罰則による行為抑制で防止

公職選挙法第227条

中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(2) 技術による担保の分野とルール(法律)による抑制の分野を切り分けて考える必要がある

ルールで担保すべき部分 買収・威迫行為の禁止 憲法上の要請 秘密投票の保護 複数回投票の禁止 技術で担保すべき部分 不正開票の防止

- 6 小括~インターネット投票の実現にむけて~
- ✓ 少なくとも現行法では、「立会人」がいない場所での投票は想定されていない
 - →インターネット投票を実現するためには、法律改正を検討すべきである。
- ✓ 法改正に必要な立法事実は十分認められる
 - →技術の進展・新型コロナウイルスにかかるニューノーマルの普及等、むしろ外出を強要する 現行の投票制度のほうが遅れていると言わざるを得ない。
- ✓ インターネット投票システムは憲法上の投票の権利を確保できるような機能が必要
 - ① 1人1票の原則を遵守できる本人特定機能
 - ② 秘密投票を担保できる秘匿性
 - ③ 選挙の有効性を担保できる冗長性の確保 が求められる
- ✓ 憲法上の要請はシステムのみで担保する必要はない

7 補論~本人特定へのマイナンバーの利用について~

✓ マイナンバーと選挙人名簿はいずれも住民票を基準に作成される

マイナンバー

住民票コードを変換して得られる番号。 ●●● 住民票に住民票コードを記載したとき(=住民票がつくられたとき)は 速やかに個人番号が指定され、本人に通知される。

選挙人名簿

投票の前提として選挙人名簿に登録されていることが必要となる。 ●●● なお、選挙人名簿への登録は、18歳になった住民票が作成された日から引き続き 3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されているときに登録される。

いずれも「住民票」を基準に作成される点が共通している。

= 有権者の確認に利用しやすい

- 7 補論~本人特定へのマイナンバーの利用について~
- ✓ マイナンバーは選挙事務に利用できるのか?

個人番号を利用することができる事務は?

マイナンバー法第9条(利用範囲)

- 1 **別表第一**の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者…は、 同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、 及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、 同様とする。
- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税…又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

現在は別表第一に現在、選挙事務は掲げられていないが、**追加すれば利用可能ではないか**。